

■ 選択制確定拠出年金（選択制DC）とその他制度の比較

		選択制DC	iDeCo	財形年金	つみたてNISA
利用条件	利用できる方	65歳未満*1	60歳未満	申込時に55歳未満	20歳以上
	拠出限度額（利用限度額）	企業年金の有無などにより異なる*2	職業、企業年金の有無などにより異なる*3	元利合計550万円まで非課税（財形年金と財形住宅の合計）	年間40万円（累計800万円）
	払戻（売却）	原則60歳まで不可	原則60歳まで不可	目的に応じて可（目的外は課税）	いつでも可（非課税枠の再利用不可）
社会保険料の軽減効果		あり*4	—	—	—
税制優遇	拠出時（積立時・買付時）	給与所得の対象外	全額所得控除	—	—
	運用時	非課税*5	非課税*5	非課税	非課税（損益通算不可）
	受取時（払戻・売却時）	一定額まで所得控除の対象*6	一定額まで所得控除の対象*6	非課税（目的外は課税）	非課税
運用益の非課税期間		無期限	無期限	無期限	最長20年
口座の維持手数料		会社負担のケースが多い*7	加入者が負担	—	—
元本保証		選択商品により異なる	選択商品により異なる	保証される	保証されない

- *1 規約に定める資格喪失年齢（60歳以上65歳未満）まで加入できます。ただし、60歳以上の加入は同一事業所で継続して使用される厚生年金被保険者に限ります。
- *2 自社で他に企業年金を実施していない場合は月額55,000円（年額66万円）以内、実施している場合は月額27,500円（年額33万円）以内。実際の掛金は「法令上の限度額の範囲内で任意」、「5千円以上5千円単位」など、勤務先の定めに従うことになります。
- *3 国民年金の被保険者種別等により年間14.4万円～81.6万円 iDeCo拠出限度額は、コチラ(<https://rokin-ideco.com/shindan/index.html>)にてご確認ください。
- *4 標準報酬月額が変わらないことにより、社会保険料の軽減効果がない場合があります。
- *5 年金資産には1.173%の特別法人税がかかりますが、現在課税が凍結されています。
- *6 一時金は退職所得控除、年金は公的年金等控除が適用となります。
- *7 規約の定めにより、加入者が負担するケースもあります。（注意）厚生年金保険の標準報酬月額が下がる場合には将来受取る老齢厚生年金等が減少することがあります。

■ 確定拠出年金に関する制度が変わります

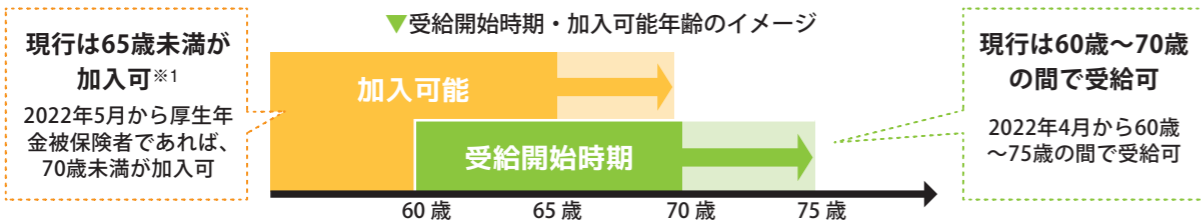
2022年4月～ 受給開始時期の上限が75歳に延長

2022年4月から企業型DCの老齢給付金の受給開始時期を60歳（加入者資格喪失後）から75歳までの間で、ご自身で選択することができます。

「人生100年時代」となり、高齢期の経済基盤を充実できるように、確定拠出年金制度が見直されました。ここでは特に企業型DCについて押さえておきたいポイントをご説明します。

2022年5月～ 企業型DC加入可能年齢が70歳までに引き上げ

現在、企業型DCに加入することができるのは65歳未満の方ですが、2022年5月から70歳未満の方まで拡大されます。ただし、企業によって加入できる年齢などが異なります。



※1 同一事業所で継続して使用される厚生年金被保険者に限ります。

2022年10月～ 企業型DC加入者がiDeCoに加入しやすく

現在、企業型DCに加入している方がiDeCoに加入するには、各企業の労使合意に基づく規約の定め等が必要ですが、2022年10月から規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがなくても、iDeCoに原則加入できるようになります。ただし、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金、これらの合計額が表のとおりであることが必要です。また、企業型DCにおいて加入者掛金を拠出（マッチング拠出）している場合などには、iDeCoに加入できません。

	企業型DCに加入している方がiDeCoに加入する場合	企業型DCと確定給付型（DB、厚生年金基金など）に加入している方がiDeCoに加入する場合
企業型DCの事業主掛金(①)	55,000円以内	27,500円以内
iDeCoの掛金(②)	20,000円以内	12,000円以内
①+②	55,000円以内	27,500円以内

注)本資料は、厚生労働省Webサイトを基に労働金庫連合会で作成いたしました。本資料は情報提供を目的としており、加入者等に対する特定商品の推奨・助言を目的としたものではありません。制度詳細や改正事項の適用時期・条件等については厚生労働省Webページや行政に確認をお願いいたします。

企業年金に関するご相談・お問合せは
労働金庫連合会 営業推進部 TEL03-3295-9341 または お近くのろうきんへ

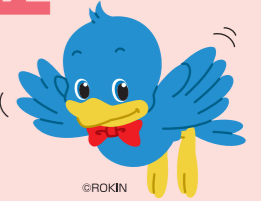
本紙は、一般的な選択制確定拠出年金の説明資料として作成しています。具体的な法令の適用、実際に加入する制度とは異なることがあります。詳細は、行政当局にお問い合わせください。

（選択制DC）



選択制確定拠出年金

選択制確定拠出年金（選択制DC）とは、退職金または給与等を原資として、前払い（または従来通り給与等）で受取るか、DCに拠出するか、従業員が自ら選択できる制度です。



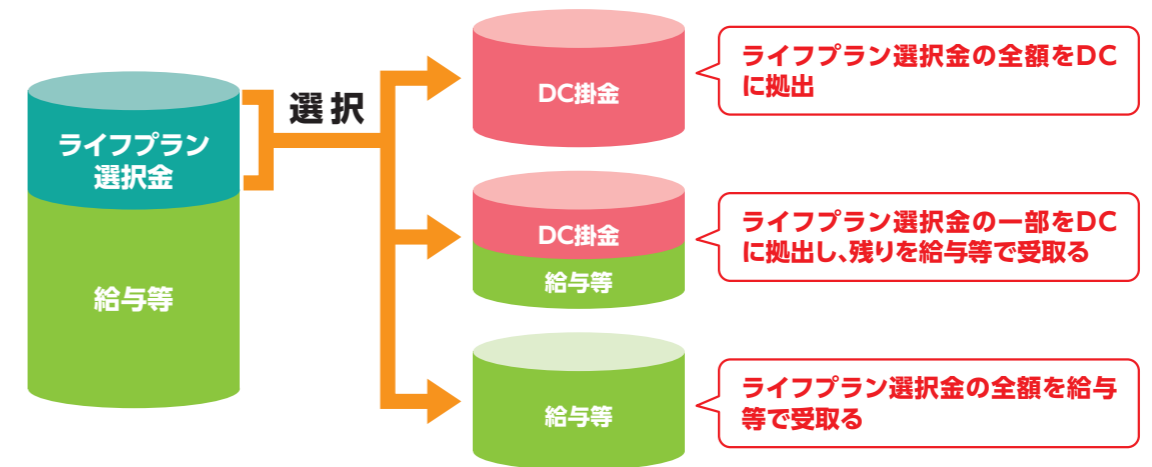
Point

選択制DCの主なタイプ

選択制確定拠出年金（選択制DC）は、企業型確定拠出年金において導入できるものであり、

- ①退職金を給与等として前払いで受取るかDCに拠出するか選択するタイプ
 - ②給与等の一部を「ライフプラン選択金」「勤続手当」等として再定義し、従来通り給与等として受取るかDCに拠出するか選択するタイプ
- などがあります。選択制DCへの掛金は、給与等とはみなされないため（会社掛金になる）、所得税・住民税・社会保険料の軽減効果があります（会社が負担する社会保険料も軽減されます）。

▼給与等の一部を「ライフプラン選択金」（仮称）と再定義し、従来通り給与等として受取るか、DCに拠出するか選択する場合のイメージ

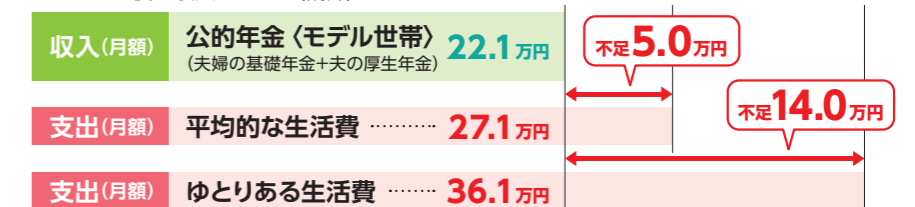


※拠出限度額は、自社で他に企業年金を実施していない場合は月額55,000円（年額66万円）以内、実施している場合は月額27,500円（年額33万円）以内
※実際の掛金は「法令上の限度額の範囲内で任意」、「5千円以上5千円単位」など、勤務先の定めに従うことになります。

ご参考

主な収入が公的年金となる退職後の世帯では、月額5.0万円の生活費の不足が懸念されます。経済的な不安を抱えずに暮らすには、この不足分をどのようにカバーするかが課題です。

▼リタイア後の収支イメージ（概算）



出典：総務省統計局「令和元年家計調査報告（家計収支編）」、生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査（令和元年12月発行）」、厚生労働省「令和2年度の年金額改定についてお知らせ PressRelease」を基に労働金庫連合会が作成

選択制確定拠出年金 3つのメリット

セカンドライフの準備に向けた
メリットをご紹介します！

メリット 1 税金・社会保険料の 軽減効果あり！

選択制DCへの掛金は給与等とはみなされないため（会社掛金になるため）、所得税・住民税・社会保険料の軽減効果があります。社会保険料は労使折半で負担しているため、会社側（事業主）にも軽減効果があります。

メリット 2 運用益が非課税で 再投資されます

年金資産の運用益は非課税です。一般の金融商品では運用益に課税される20.315%※1の税金が差し引かれないので、より複利効果をいかした資産形成が期待できます。
※1 所得税及び復興特別所得税…15.315% 住民税…5%

メリット 3 受取方法に応じて 大きな所得控除

60歳以降に受取る際に税制優遇が受けられます。受取り方は一時金（一括）・年金（分割）あるいはその併用を選ぶことができます。
一時金…退職金等と合算し退職所得控除が受けられます。
年金…他の公的年金等と合算し公的年金等控除が受けられます。

ケース① Aさんの場合

- 年齢30歳
- 独身
- 掛金：5,000円
- 運用利回り：3%
- 年収：300万円



所得税、住民税、社会保険料の軽減額は
年間13,600円となるので、60歳になる30年間で…

40万8,000円メリット！

※「選択制DCのメリット」確認シミュレーターより労働金庫連合会が計算
https://www.rokinren.com/kigyonenkin-support/rokin_simulation/sentak_dc/
注：年収、家族構成等の状況が変わらない前提で計算しています。

60歳になる30年間で運用益は1,054,500円となり、
運用益に対する非課税額を計算すると…

21万4,222円非課税！

※年金終価係数47.575を用いて、将来の年金資産を計算。全期間分の運用益（年金資産総額－掛金総額）に対して、20.315%を乗じ、労働金庫連合会が計算。
注：年金資産には1.173%の特別法人税がかかりますが、現在課税が凍結されています。

退職所得控除の計算は800万円+70万円×（30年-20年）
となるので、一時金で受取るなら…

1,500万円まで非課税！

※受取り総額は2,854,500円（年金終価係数47.575を用いて、受取り総額を計算）となります。

ケース② Bさんの場合

- 年齢40歳
- 既婚（扶養配偶者あり）
- 掛金：10,000円
- 運用利回り：1%
- 年収：600万円



所得税、住民税、社会保険料の軽減額は
年間34,000円となるので、60歳になる20年間で…

68万0,000円メリット！

※「選択制DCのメリット」確認シミュレーターより労働金庫連合会が計算
https://www.rokinren.com/kigyonenkin-support/rokin_simulation/sentak_dc/
注：年収、家族構成等の状況が変わらない前提で計算しています。

60歳になる20年間で運用益は242,280円となり、
運用益に対する非課税額を計算すると…

4万9,219円非課税！

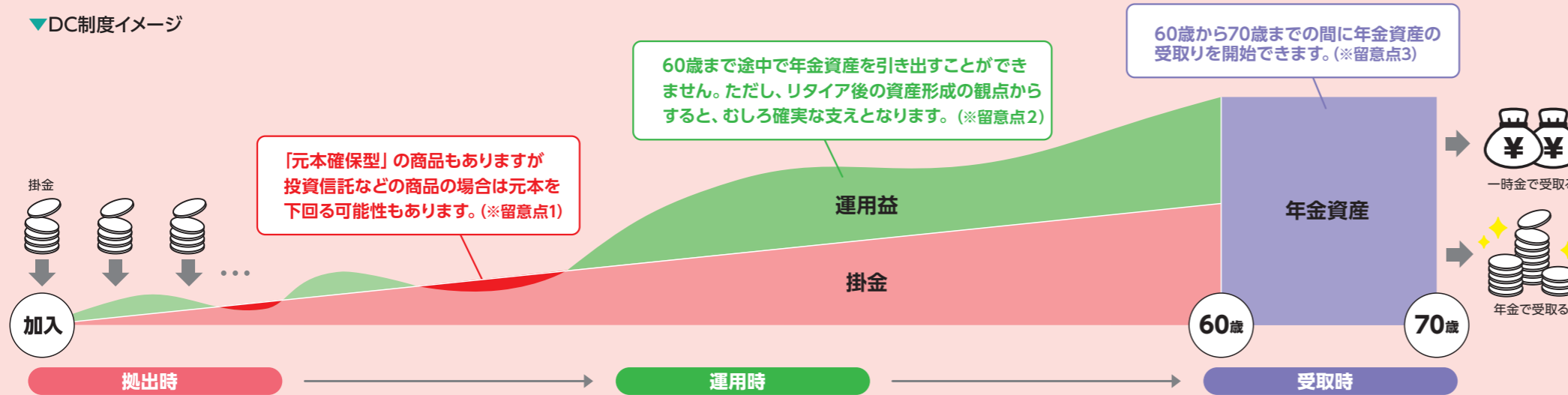
※年金終価係数22.019を用いて、将来の年金資産を計算。全期間分の運用益（年金資産総額－掛金総額）に対して、20.315%を乗じ、労働金庫連合会が計算。
注：年金資産には1.173%の特別法人税がかかりますが、現在課税が凍結されています。

退職所得控除の計算は40万円×20年となるので、
一時金で受取るなら…

800万円まで非課税！

※受取り総額は2,642,280円（年金終価係数22.019を用いて、受取り総額を計算）となります。

▼DC制度イメージ



年金での受取り 公的年金等は雑所得となります。雑所得は以下の通り算出します。

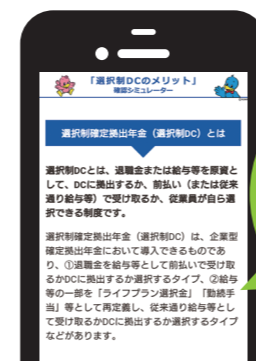
$$\text{公的年金等に係る雑所得の金額} = \text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除}$$

※「公的年金等」の収入金額は、公的年金・企業年金等からの支給額を合算して計算します。

留意点

1. 加入者等自身が運用商品を決して運用指図を行います。運用結果によっては元本を下回ることもあります。DC制度導入企業は、加入者への投資教育を行っていく努力義務があります。
2. 受給開始年齢までは途中で解約・引き出すことはできません（脱退一時金は、一定の要件を満たす場合のみ受取可能）。ただし、死亡した場合は死亡一時金・障害に該当する場合は障害給付金が支給されます。
3. 原則60歳から70歳までの間で受取開始ができます（60歳時点で通算加入者等期間が10年に満たない場合を除く）。
4. 厚生年金保険の標準報酬月額が下がる場合には将来受取る老齢厚生年金等が減少することがあります。また、選択制DCを導入する際に、給与を減額する場合には、一時金や割増賃金（残業代）にも影響を及ぼす可能性もあります。

[本紙は、2021年4月1日現在の関係法令・税制に基づき作成しており、数値は概算値になります。今後、法令改正・税制変更等の可能性がありますので、記載内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。]



「選択制DCのメリット」
確認シミュレーター
でさらに詳しく計算！

拠出した場合の税金・社会保険料の軽減効果を試算できます。

ろうきん 役割発揮宣言

検索

「企業年金Webサイト」
でさらに詳しくチェック！

ろうきんの「企業年金Webサイト」には労働組合やDC加入者に役立つ情報が満載です。

